

東京電力への損害賠償請求に係るADRセンター の仲介による和解について（第二次）

平成 30 年 1 月 23 日
岩手県総務部総務室

1 経緯

- (1) 東京電力原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響対策に要した費用に係る賠償請求については、東京電力との直接交渉を行うほか、当該交渉では賠償金の支払いに至らないものについては、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）に和解仲介の申立てを行ってきた。
- (2) 平成 25 年度及び平成 26 年度に実施した放射線影響対策に要した費用のうち、東京電力が支払いに応じないもの（3 億 8 千万円余）については、平成 28 年 2 月定例会において、あっせん申立ての議決を得て、同年 3 月に ADRセンターに対して 2 回目となる和解仲介の申立てを実施し、ADRセンターの指示を受けながら、県及び東京電力がそれぞれ主張・立証を行ってきた。
- (3) その後、当該申立てと併行して、東京電力との交渉を継続してきた結果、平成 29 年 7 月までに東京電力が任意で 2 億円余の賠償に応じている。
- (4) 平成 29 年 10 月 20 日、ADRセンターから、東京電力に 5 千万円余の賠償金の支払いを求める和解案が提示され、同年 11 月 10 日に東京電力が受諾の意向を表明した。
- (5) 提示された和解案について、県顧問弁護士に相談する等して検討した結果、受諾することが適当と判断し、平成 29 年 12 月県議会に和解について議案を提案し、平成 29 年 12 月 15 日、議決された。
- (6) 県及び東京電力において和解契約締結の手続きを行い、平成 30 年 1 月 10 日付けで和解契約が成立し、同月 18 日、賠償金の支払いが行われた。

<あっせん申立ての議決額との関係（単位：千円）>

H28.2月議会 提案・議決額(A)	東電が任意で賠償 に応じた額(B)	和解案提示額 (C)	賠償額計 (D=B+C)	賠償率 (D/A)
381, 226	206, 900	50, 300	257, 200	67. 5%

<参考：全体の請求額、賠償額等（平成 29 年 12 月末時点、単位：千円）>

H23～H28 年度分	請求額	賠償額※	支払率
	11,899,237	11,130,482	93.5%

※ 賠償額には、今回の和解案提示額（50,300 千円）は含まれていないこと。

2 和解の内容及び和解額算定の考え方

(1) 和解の内容

ア 相手方は、県に対し、賠償金として 50,300,000 円を支払う。

イ 相手方は、(1)の金員を県に対し、本和解成立後 14 日以内に一括で支払う。

ウ 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、県が相手方に対し、別途損害賠償請求をすることを妨げない。

- エ 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、県は、相手方に対して別途請求しない。
- オ 本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

(2) 和解額算定の考え方

区分	主な内容	算定額
全額賠償可	汚染状況重点調査地域における測定費用、側溝土砂の一時保管施設整備に係る補助、原木しいたけの再生産支援に係る費用	5,165 千円
一部賠償可	基準値を超過していない牧草地の除染費用、放射性物質の除去・低減に関する実証事業費、ゴルフ場利用税の減収額	45,135 千円
全額賠償不可	県産品等の風評対策事業費、東京電力への損害賠償請求に係る費用、除染に使用したトラクターの修繕費用、狩猟税の減収額	0 千円
合 計		50,300 千円

3 和解案の評価

下記の事項等を総合的に勘案し、ADRセンターから提示された和解案を受諾し、和解することが適当と判断したもの。

- (1) 本和解案について、県顧問弁護士への相談結果等から、妥当な内容と判断されること。
- (2) 本和解案では、和解金額を超える部分には和解の効力が及ばず、別途損害賠償請求をすることを妨げないこととされており、賠償請求権を放棄するものではないこと。
- (3) 牧草地の除染経費等に係る県の補助事業については市町村の審理と連動しており、早期に県の審理の結論を得ることにより、市町村の審理の進捗が見込まれること。